

意見書案第 10 号

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件の再発防止と関係自治体への迅速な情報共有の徹底を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年10月9日

福岡市議会

議長 打越基安様

提出者 福岡市議会議員

堀内徹夫

倉元達朗

井上まい

田中たかし

近藤里美

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件の再発防止と関係自治体への迅速な情報共有の徹底を求める意見書

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が、沖縄県内に住む16歳未満の少女に性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁から起訴されていたことが今年6月末の報道により発覚しました。繰り返される米軍構成員等による女性への性的暴行事件に対し、沖縄県では県民の怒りが大きく広がっており、沖縄県議会では全会一致で抗議決議が可決されました。

外務省及び在日米軍は、1997年の合意に基づき、在日米軍に関する事件・事故の情報を把握した場合には速やかに防衛省及び地方防衛局へ通報することが求められており、その後、地方防衛局から関係自治体へ通報されます。しかし、今回の事件について、外務省は発生後間もなく情報を把握していたにもかかわらず防衛省に通報せず、在日米軍も同様に沖縄防衛局に通報していなかったため、沖縄県に情報提供されていませんでした。

また、当該事件の報道に合わせ、米軍構成員等による性的暴行事件や性犯罪が、沖縄県で昨年1月から今年5月までの間に合計5件、沖縄県以外でも、2016年以降、福岡県を始め、青森県、東京都、神奈川県、山口県、長崎県で関係自治体に情報共有されず、公表もされていなかったことが明らかになっています。

上川外務大臣は本件について、事件の捜査を行った沖縄県警が事案を非公表としたことを踏まえ、防衛省へ通報をしなかったと国会で答弁し、適切に対応したとしています。しかし、外務省は、地方防衛局や関係自治体が犯罪予防・再発防止や被害者救済・補償など住民の安全と被害者の尊厳を守るため、非公表の事件であってもプライバシーに配慮した上で迅速に通報を行う必要があります。

よって、福岡市議会は、政府が、米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を取るよう米国に要求するとともに、米軍構成員等による犯罪事案について、被害者のプライバシーを守ることを第一としながら、政府内での性犯罪などの非公表事案の情報共有及び関係自治体への迅速な通報を行われるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）宛て

議長 名